

海外フィールドスタディ（FS） 奨励金制度のお知らせ

より多くの学生に海外FSに参加する機会を提供することを目的として、海外FS奨励金を設けています。制度概要と主な受給条件は以下のとおりです。

【制度概要】

（1）給付願資格：海外FSに参加許可された者。

→海外FSに応募し、参加が許可されたのち、奨励金申請書を学部事務に提出します。

（2）給付額：9万円を上限とし、海外FSにかかる研修費等の50%までとする。

→本年度の支給上限額は、参加人数等により変わります。また実際に支給される額はコースによって変動します。例えば、ある年度の上限額が7万円に設定されている場合、研修費等の額が14万円以上のコースの場合は7万円が、14万円未満の場合は当該費用の50%が、それぞれ支給されます。

（3）給付時期：研修修了後（奨励金の支給は後払い）

→奨励金は、海外FSからの帰国後に事後学習への参加、レポートの提出など所定の学習（コースによって異なります）を終えたのちに、年度末（3月）を目途に指定口座に振り込まれます。（従って、研修費等の全額を一旦は支払う必要があります。）

（4）支給を受けられるのは在学中1回のみ。

→海外FSには複数回参加することが可能ですが、奨励金支給を受けられるのは在学中に1回だけです。

【注意点】

- 1）4年生は、Ⅱ期（春休み）開催のフィールドスタディに参加することはできませんが、単位を修得することはできません。また、奨励金給付の対象外となります。
- 2）海外FS奨励金の給付が認められたあとでも、以下のような事由に該当すると、給付資格の喪失や、給付決定の取消等の対象となり、奨励金の給付を受けられません。

- ①事前学習／事後学習への出席、レポート作成等の義務（コース毎に設定）を怠った場合
- ②受給対象の海外FSの単位が不認定になった場合
- ③奨励金申請書の記載に虚偽があった場合
- ④FSに参加した翌セメスターに休学、退学、または除籍された場合（留学をのぞく）
- ⑤受給申請した海外FSに参加できなかった場合
- ⑥その他、奨励金の給付候補者として、適当でないと認められたとき

※参加希望の学生は各コースの事前説明会に参加してください。説明会日時は各コースのHoppiiにてお知らせします。